

厚木市環境学習プラン（案）の概要

第 I 章 プランの基本的事項

1 プランの策定に当たって（P1）

近年は、カーボンニュートラルの推進、生物多様性の保全、循環社会の構築など持続可能な社会の実現に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があり、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトしなければなりません。

そのような意識や行動の変容を促すためには、環境を自分ごととして捉え自ら行動することが必要であり、その役割を担う環境教育はとても重要です。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づく環境学習プランを策定しました。

2 位置付け（P1）

本プランは、「第 10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第 8 条に基づく行動計画に当たるものです。本プランにおいては、本市の環境教育に関する方針と環境教育・環境学習を推進するための施策を示します。

3 期間（P2）

令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までとします。

なお、令和 8（2026）年度策定予定の第 6 次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 対象（P2）

本プランの対象は、子どもから大人までの《全ての世代》です。

また、市内で活動する団体や企業を含みます。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組（P3）

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールのうち 9 つのゴールが本計画に深く関連しています。

第二章 環境教育の現状

1 厚木市における環境教育の現状（P5）

これまでの行政による環境教育については、環境講座、地域活動、学校教育など、所管する部署ごとに単独で実施している状況でした。それぞれの分野で実施する取組を体系的に示し、実施目的や対象を相互に把握することで効果的な取組が可能になると考えます。

2 環境教育にいかせる場（P6）

本市には、河川や森林など自然が豊富にあり、身近な場所で自然と触れ合う様々な体験を行うことができます。

また、市内に複数存在する環境に関連した施設を活用できる点も強みとなっています。

ここでは、本市の環境教育にいかせる場を紹介します。

【環境にいかせる場一覧】

- ・あつぎこどもの森公園
- ・あつぎ郷土博物館
- ・資源化センター
- ・神奈川県自然環境保全センター
- ・七沢森林公園
- ・七沢自然ふれあいセンター
- ・環境センター
- ・子ども科学館
- ・飯山白山森林公園
- ・広町公園



第三章 環境教育の将来像

1 厚木市が目指す環境教育の将来像（P11）

環境について
自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ

本市が目指す環境教育の将来像は、「環境について自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ」と定めます。

2 各主体に期待する役割（P12）

(1) 家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活における選択や行動が、子どもの環境意識や環境そのものに大きな影響を与えます。また、地域では、住民が身近な環境を共有していることから、環境保全活動や地域課題の解決に向けた取組を通じて、環境について学ぶ機会となることが期待されます。

(2) 学校等

学校等での発達段階に応じた環境学習を通じて、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、行動する力を育み、ともに持続可能な社会をつくることができる人材を育成することが期待されます。

(3) 市民団体等

地域の環境について、専門的な知識や情報を有し、様々な分野で活動していることから、地域の課題解決に向けた取組や豊富な経験に基づく環境教育の担い手として期待されます。

(4) 企業

事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組とともに、事業活動を通じた環境改善への貢献や環境教育の提供が期待されます。

(5) 行政

環境教育をより充実・発展させるために、多くの環境教育の機会や場を創出・提供するとともに、各主体と連携して効果的な環境教育の実施を図ります。

3 将来像の実現に向けて (P13)

将来像の実現に向け、各主体が連携・協力し、あらゆる場において、子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図り、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

4 将来像の実現に向けた3つの視点 (P14)

本市が目指す環境教育の将来像を実現し、持続可能な社会を構築するため環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、市民による「環境保全活動」の取組が広がるよう、3つの視点から環境教育・環境学習を推進していきます。

STEP 1



気付く



環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人が育つ。

STEP 2



深める



環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人が育つ。

STEP 3



とものつくる



環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をとものつくる」ことができる人が育つ。

第Ⅳ章 厚木市の施策体系

本プランでは、以下の体系に沿って環境教育を推進します。



1 施策の方向性（P17）

(1) イベント、体験活動の充実

環境に興味を持ち、自分ごととして行動するための第一歩となるよう、様々な分野のイベントや体験活動の更なる充実を図ります。

(2) 効果的な情報発信

市民や環境保全団体、事業者等が必要とする情報について、本市ホームページや広報あつぎのほか、SNSなどを活用し効果的な発信に努めます。

(3) 学習機会、場所の提供

山や川、公園、環境に関連した施設は、より効果的な学びの場となります。市域にある資源を活用し、環境教育の場としての拠点化を図るなど学びの場の整備、周知を図ります。

(4) 教材、プログラムの提供、活用

豊かな自然や生物の生息状況など、本市の実情を踏まえた教材や学習プログラムを作成・活用することで、市民の学びの動機付けを図ります。

(5) 人材の育成、活用

多くの体験や学習の場・機会を提供し、世代を問わず、環境教育の担い手の育成を図るとともに、担い手の活躍する機会の創出を図ります。

(6) 協働取組の推進、民間団体等への支援

市民、環境保全団体、企業や行政などが連携・協働し、取組対象や目的を補完することで、体系的かつ効果的な環境教育を推進します。

2 成果指標 (P23)

環境教育に係る取組を総合的に評価するため、本計画の3つの視点に対し、次のとおり指標を設定します。

各STEPに対する指標	現状 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和12年度) (2030年度)
【STEP1「気づく」に対する指標】 イベント、体験型講座の実施回数	46回/年	60回/年
【STEP2「深める」に対する指標】 環境学習講座の実施回数	87回/年	120回/年
【STEP3「ともにつくる」に対する指標】 環境活動団体、学校、地域、企業との 協働取組の事業数	11件/年	25件/年

第V章 進行管理 (P24)

計画の実効性を確保するために、PDCAサイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

厚木市環境学習プラン（案）

令和6年〇月

厚木市

目 次

第Ⅰ章 プランの基本的事項	2
1 プランの策定に当たって	2
2 位置付け	2
3 期 間	3
4 対 象	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組	4
第Ⅱ章 環境教育の現状	6
1 厚木市の環境教育の現状	6
2 環境教育にいかせる場	7
第Ⅲ章 環境教育の将来像	12
1 厚木市が目指す環境教育の将来像	12
2 各主体に期待する役割	13
3 将来像の実現に向けて	14
4 将来像の実現に向けた3つの視点	15
第Ⅳ章 厚木市の施策体系	16
1 施策の方向性	18
イベント、体験活動の充実	18
効果的な情報発信	19
学習機会、場所の提供	20
教材、プログラムの提供、活用	21
人材の育成、活用	22
協働取組の推進、民間団体への支援	23
2 成果指標	24
第Ⅴ章 進行管理	25

第 I 章 プランの基本的事項

1 プランの策定に当たって

近年は、カーボンニュートラルの推進、生物多様性の保全、循環社会の構築など持続可能な社会の実現に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

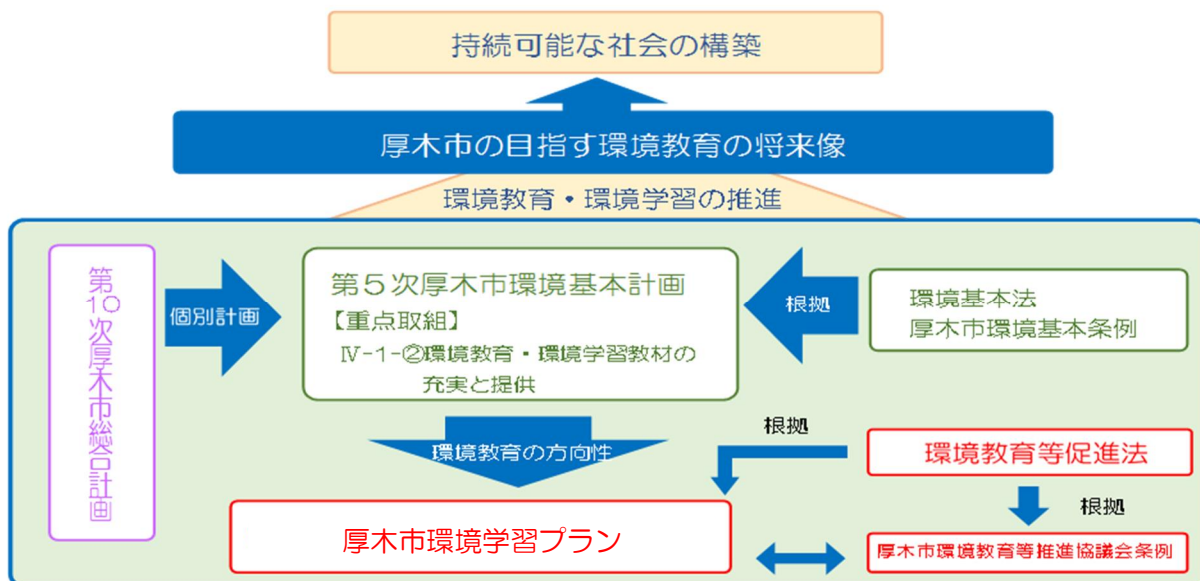
これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があり、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトしなければなりません。

そのような意識や行動の変容を促すためには、環境を自分ごととして捉え自ら行動することが必要であり、その役割を担う環境教育はとても重要です。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づく環境学習プランを策定しました。

2 位置付け

本プランは、「第 10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第 8 条に基づく行動計画に当たるものです。本プランにおいては、本市の環境教育に関する方針と環境教育・環境学習を推進するための施策を示します。



3 期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとします。

なお、令和8（2026）年度策定予定の第6次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 対象

本プランの対象は、子どもから大人までの《全ての世代》です。
また、市内で活動する団体や企業を含みます。

環境教育ってなに？

環境教育は、持続可能な社会の実現に向け、その担い手を育成することを目的としています。

環境や環境問題の知識を習得するだけでなく、自然とのふれあいや環境への様々な学びをきっかけに、日常の活動が地域や地球にどのような影響を与えるか、関係を正しく理解し、課題を発見し、持続可能な社会に向けた行動に結びつけることが重要です。

環境教育の定義について

環境教育等促進法

第2条 第3項 この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、地球環境に対するものや環境に深く関連するものが多く含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

○本計画に関連する SDGs の目標



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。





エネルギーをみんなに そしてクリーンに
手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。



産業と技術革新の基盤をつくろう
持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

陸の豊かさも守ろう
森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第Ⅱ章 環境教育の現状

1 厚木市における環境教育の現状

本市における環境教育は、第5次環境基本計画の重点取組として位置付けており、学校や家庭・地域など様々な場所で、子どもから大人まで幅広い世代を対象に取組を推進してきました。

しかし、持続可能な社会の実現には、市民に環境への興味・関心を喚起し、より多くの方が、環境を意識した行動を日常生活に定着させ、市一丸となり環境課題に取り組む必要があります。

そのためには、環境への正しい理解や行動変容に向けた効果的な情報発信や市民の環境保全意識を高める機会の提供などが求められます。

また、これまで関心はあるが活動していなかった市民に向けて、情報発信とともに活動機会や活動場所を提供・発信することも重要です。

今まで行政で実施している環境教育の取組の多くは、事業担当課により単独で実施されている状況でしたが、本市の環境教育をより一層推進していくためにそれぞれの立場で実施していた取組を体系的に示すとともに、環境教育に対する考えや情報、将来像を各主体と共有し、市一丸となり取り組む必要があります。

本市の環境教育に係る事業担当課

- 環境政策課【カーボンニュートラル、生物多様性に関すること】
- 生活環境課【環境美化、生活環境の保全に関すること】
- 環境事業課【ごみ、資源に関すること】
- 農業政策課【農業、鳥獣対策に関すること】
- 文化生涯学習課
【自然環境とのふれあいの場の提供に関すること(七沢自然ふれあいセンター)】
- 都市計画課【景観に関すること】
- 公園緑地課【緑化、公園に関すること】
- 河川ふれあい課【親水空間の保全に関すること】
- 社会教育課【社会教育における環境教育に関すること】
- 教育指導課【小・中学校における環境教育に関すること】
- 青少年課【子ども科学館における環境学習に関すること】

2 環境教育にいかせる場

本市には、河川や森林など自然が豊富にあり、身近な場所で自然と触れ合う様々な体験を行うことができます。

また、市内に複数存在する環境に関連した施設を活用できる点も強みとなっています。

自然との触れ合いは、環境保全意識を高めるだけではなく、環境問題について考えることにもつながる重要な機会です。

ここでは、本市の環境教育にいかせる場を紹介します。

(1) あつぎこどもの森公園

四季の移ろいが感じられる里山の自然の中で動物の動きを体感できる遊具や、田んぼでの自然体験などを楽しむことができる公園です。森には長い空中回廊があり、地上 10m の高さから鳥の気分になって谷戸を眺めることができます。また、園内では貴重な動植物が大切に守られています。

- 所在地 厚木市中荻野 916-2
- 開園時間 9時～17時（4月～9月）
9時～16時（10月～3月）
- 入園料 無料
- 公園面積 約 8ha



(2) 七沢自然ふれあいセンター

豊かな自然に囲まれた中で、小中学校の児童・生徒や市民を始め、多くの方々が生涯学習を行うための宿泊施設です。レクリエーション、文化、野外活動、各種研修など、様々な体験活動を行うことができます。



- 所在地 厚木市七沢 2440
- 総計 368 人宿泊できる宿泊棟、焼杉や粘土など工作体験ができる研修作業棟、野外炊事場、400 人対応の集会室などの施設が備わっています。
※利用は事前の申込みが必要です。

(3) あつぎ郷土博物館

厚木の歴史や文化、自然に興味や関心を持ってもらうため、展示会、講座、見学会などのイベントを開催しています。

風土や歴史、文化、自然といった分野で構成された基本展示、定期的に行われる企画展示などを通し、知らなかった「あつぎ」に出会うことができます。

- 所在地 厚木市下川入 1366-4
- 4つのテーマから成る基本展示と厚木の文化や自然を主題にした企画展示、様々な講座や講演を行う最大120人収容できる体験学習室も備えます。



(4) 環境センター

環境センターでは、団体を対象に施設見学を受け付けています。

ごみ収集車の搬入現場、ごみピットの様子など、説明を聞きながら見学することで、家庭から排出されたごみがどのように処理されるかを学ぶことができます。また、現在令和7年12月の供用開始に向けて、厚木愛甲環境施設組合が新たなごみ中間処理施設の建設を進めており、同施設においても施設見学を受け入れるとともに環境学習のための展示スペースなどを設ける予定です。



- 環境センターは、昭和62年の竣工で、稼働期間が35年を超えます。厚木市・愛川町・清川村で構成する厚木愛甲環境施設組合が、災害時にも安定的に稼働できる施設として、新たなごみ中間処理施設の整備を進めています。

※新たなごみ中間処理施設イメージ図

(5) 資源化センター

資源化センターでは、団体を対象に施設見学を受け付けています。

集積所から運ばれてきた資源物の分別現場、びん・缶・ペットボトル等の処理工程など、職員の説明を聞きながら見学することができます。

- 所在地 厚木市上古沢 1013
- 資源として分別回収された資源物のうち、びん類、缶類、ペットボトルをより純度の高い資源物とするための施設で、学習活動のための工作室、会議室などがあります。



(6) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館

神奈川工科大学厚木市子ども科学館は、厚木シティプラザ 7 階にあり、未来を拓く子どもたちの夢と科学への興味を養うことを目的とした施設です。手作り感あふれる展示ホール、そしてプラネタリウムでは、季節ごとに番組を製作し、投影しています。また、科学や天文に関する様々な楽しい「参加型」実験教室等を開催しています。



- 所在地 厚木市中町 1-1-3
(厚木シティプラザ 7 階)
- 展示物や科学実験教室を通して、子どもたちが環境問題に取り組むための基礎知識を養います。

(7) 広町公園

広町公園は、国道 412 号線からすぐ近くの荻野地区にある都市公園です。公園内の水辺広場は「広町の湧水」を活用し、神奈川県 대표적인湧水として環境省の「湧水保全ポータルサイト」にも登録されています。



- 所在地 厚木市中荻野 782-3 ほか
- 約 9800 m²の敷地には、遊具広場や多目的広場、湧水を引き込んだ水と親しめる水辺ふれあい広場、大池に集まる野鳥と触れ合える自然ふれあい広場があります。

(8) 飯山白山（はくさん）森林公園

飯山白山森林公園は、厚木市北西部の白山とその周辺の里山に広がっています。白山山頂の展望台からの眺めは、県下を一望し遠く横浜・新宿方面まで見渡すことができます。また、ハイキングコース等も整備され、新緑や紅葉の季節はもちろんのこと、四季を通じて自然に親しむことができます。

- 桜、新緑、紅葉と四季を楽しむことができる公園です。春には毎年あつぎ飯山桜まつりが開催され、たくさんの人が観覧に訪れます。



(9) 神奈川県自然環境保全センター

神奈川県自然環境保全センターは、丹沢大山をはじめとした自然環境の保全・再生に取り組んでいます。展示室や野外施設では、様々な展示や自然との触れ合いを通して、自然との関わり方や自然環境の保全と再生について学習することができます。

また、自然観察の指導者育成のための研修会や自然に親しむ行事も行っています。



- 所在地 厚木市七沢 657
 - 展示パネルやゲームなどを通じて、自然の仕組みや、丹沢の自然再生の取組を学ぶことができます。
- 野外施設には四季折々の身近な里山の生き物を観察できる自然観察園、様々な樹木を観察できる樹木観察園があります。

(10) 七沢森林公園

七沢森林公園は東丹沢の麓にあり、起伏に富んだ地形に雑木林が広がる自然豊かな公園です。広さは約 65 ヘクタールあり、横浜スタジアムの 24 個分の広さがあります。展望台やアスレチック、野外バーベキュー場があり一年を通して豊かな自然を楽しむことができます。



- 所在地 厚木市七沢 901-1
- 自然の素材をいかした体験施設「森のアトリエ」では、事前申込不要の陶芸体験・楽焼体験・こえだ工作体験が日曜に開催されるほか、持込みイベントや一年を通じた陶芸教室など様々なプログラムがあります。

第三章 環境教育の将来像

1 厚木市が目指す環境教育の将来像



環境について

自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ



本市が目指す環境教育の将来像は、「環境について自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ」と定めます。

将来像の実現に向けては、市民一人一人が環境を自分ごととして捉え、主体的に行動すること、そして一人の行動に留めるのではなく、周囲と連携し、ともに行動することが必要です。

本市には、豊かな自然があり、自然との触れ合いをきっかけに、地域の自然への関心が生まれ、愛着が育まれます。

そして、愛着のある自然を、これからも大切に守りたいという気持ちが、主体的な行動につながる‘気づき’となります。

その‘気づき’は、やがて地域の環境を守るだけでなく、市内の環境の意識に広がり、さらには地球全体の環境に対する意識に結びつき、主体的な行動を起こす要因となります。

このような意識をもった市民同士が、力を合わせ、連携・協働していくことで、持続可能な社会の実現に向けて、より大きな相乗効果を生み出すことを目指します。

2 各主体に期待する役割

環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切であり、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、企業、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っていると言えます。

そのため、本市の将来像を実現するためには、市民の皆さんの実践と協力が必要不可欠です。

ここでは、環境教育に取り組む主体を5つに分け、それぞれに期待する役割を示します。

(1) 家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活の中での選択や行動が環境に大きな影響を与えます。また、家庭環境は、子どもの人格形成にも大きな影響を与えます。体験活動や日常生活の中で感じることを親から子へ、子から親へ共有するなど環境教育の第一歩として最も重要な場所であると言えます。

また、家庭から外に意識を向けると自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなど地域には様々な組織があります。地域の団体は、身近な環境を共有しているため地域課題の解決や環境教育の場として適していると考えられます。

(2) 学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等）

学校等での発達段階に応じた学びや多様な体験活動を通じて、子どもや学生たちが自ら環境につながる課題を見つけ、学び、行動する力を育むことやそのような力を発揮するための取組が期待されます。

また、子どもたちの学びは、家庭にも影響を与えることが考えられます。

(3) 市民団体

市民団体は、様々な分野で地域に根差した環境活動を通じて専門的な知識や経験、情報を有しており、地域の課題解決に向けた取組、環境保全活動のノウハウや考え方を次の世代に引き継ぎ、次世代のリーダーを育成することが期待されます。

また、市民団体間での連携は、互いの分野の知識や経験を相互に共有することで、課題解決に向けた多角的な視点による新たな取組が期待されます。

(4) 企業

事業活動が環境に与える影響は多岐にわたります。

企業は、事業活動による環境負荷を把握することから始め、さらには、環境負荷の低減や事業活動を通じた環境改善への貢献が期待されます。

また、地元企業として、地域の学校に体験活動を通じた環境教育の提供など地域に密着した活動が期待されます。

このような企業の取組は、企業の評価を高めるとともに、社員はもとより取引先や顧客、消費者、地域の環境保全活動にまで波及する可能性があります。

(5) 行政

複雑化・多様化する地域課題に対し、それぞれの主体と連携し課題解決に向けて取り組む役割があり、各主体に対しても大きな影響力を持っています。

市内における環境教育をより発展させるためには、効果的な情報発信や環境教育の機会を創出することに加え、各主体との連携・協力が不可欠です。

また、行政は組織として、また職員一人一人として、環境意識を高め、率先して環境保全に取り組んでいくことが求められます。

3 将来像の実現に向けて

環境という私たち共通の生存基盤は、誰のものでもありません。

誰のものでもないだけに、誰かが守り、良くしてくれるものではありません。

社会を構成する家庭・地域、学校等、市民団体、企業、行政といったあらゆる主体が、自らの問題として捉え、環境問題に取り組む必要があります。

将来像の実現に向け、各主体が連携・協力し、あらゆる場において、子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

4 将来像の実現に向けた3つの視点

本市が目指す環境教育の将来像を実現し、持続可能な社会を構築するため環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、市民による「環境保全活動」の取組が広がるよう、3つの視点から環境教育・環境学習を推進していきます。

STEP 1 気付く

環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人が育つ。



STEP 2 深める

環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人が育つ。



STEP 3 ともにつくる

環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をともにつくる」ことができる人が育つ。

第Ⅳ章 厚木市の施策体系

本プランでは、以下の体系に沿って環境教育を推進します。

将来像

3つの視点

施策の方向性

環境について
自ら考え、学び、
ともに行動する人が育つ

STEP ①



気付く

自然や暮らしから環境問題に気づき、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける

STEP ②



深める

環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む

STEP ③



ともにつくる

学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をともにつくる

(1) イベント、体験活動の充実

(2) 効果的な情報発信

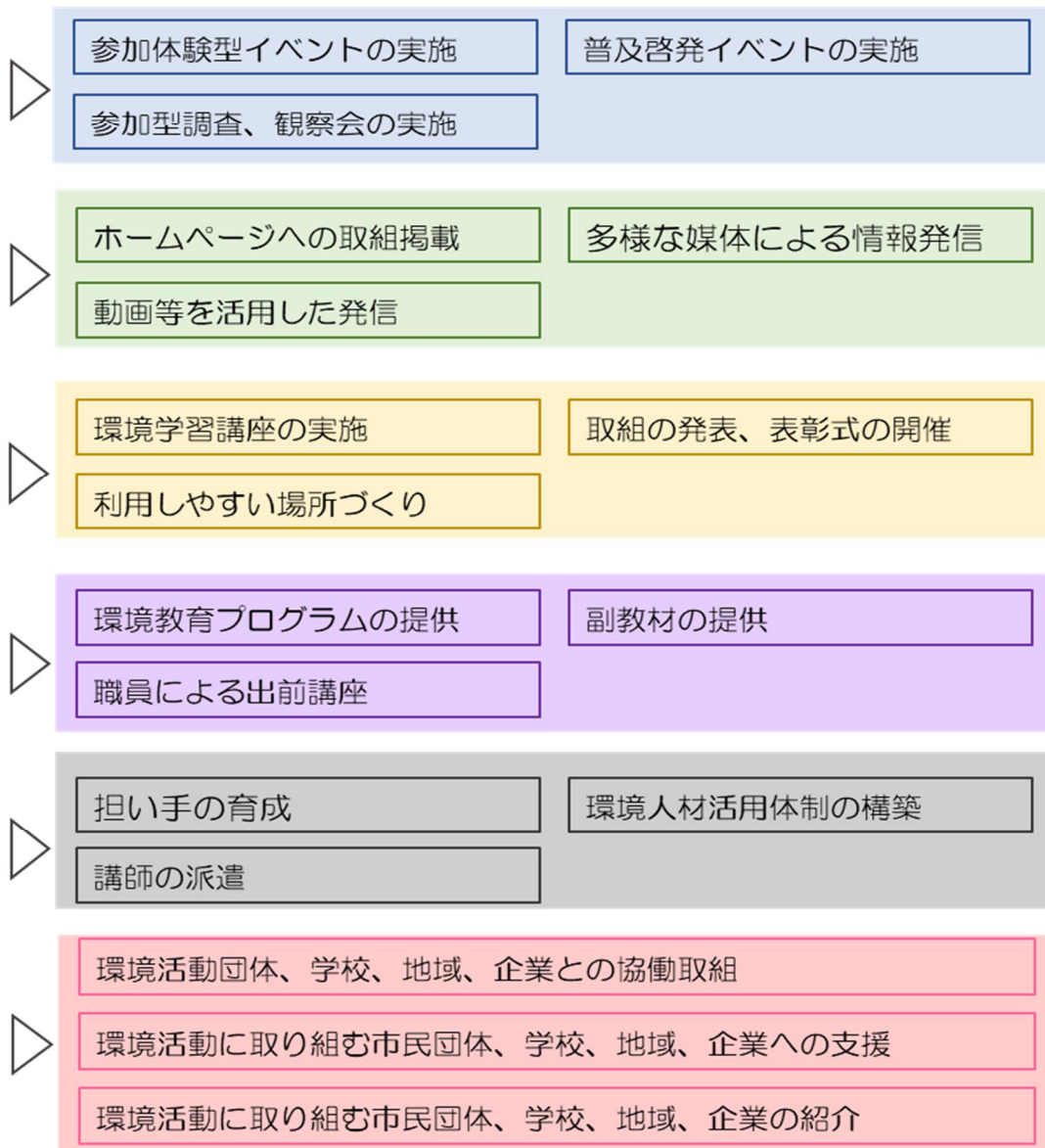
(3) 学習機会、場所の提供

(4) 教材、プログラムの提供、活用

(5) 人材の育成、活用

(6) 協働取組の推進
民間団体等への支援

推進すべき施策



1 施策の方向性

(1) イベント、体験活動の充実

環境に関するイベントや体験活動は、これまで知らなかったことへの気付きや、理解を更に深めることができる機会となります。本市では、環境学習講座やエコツアーを始め、多様な分野でイベントや体験活動を実施しています。

環境に興味を持ち、自分ごととして行動するための第一歩となるよう、様々な分野のイベントや体験活動の更なる充実を図ります。

推進すべき施策

《参加体験型イベントの実施》

自然や環境に直接触れ合うことで環境保全への意識を醸成するため、市民参加型イベントの開催を推進します。

(取組例) エコツアーの実施、里地里山の保全活動体験



《普及啓発イベントの実施》

より多くの市民に向けて環境について考える機会を提供するため、普及啓発イベントの実施を推進します。

(取組例) 環境フェアの開催、緑のまつりの開催



《参加型調査、観察会の実施》

現在の状況を正しく把握し、環境に対する新たな気付きや理解を深めるため参加型調査、観察会の実施を推進します。

(取組例) 生物や昆虫等の観察会、かながわ暑さ調べの推進

(2) 効果的な情報発信

環境に関する情報は、日々、新しく更新されていきます。

市民や環境保全団体、事業者など各主体が必要とする情報を収集し、本市ホームページや広報あつぎのほか、SNSなどを活用し効果的な発信に努めます

また、文章のみでなく動画等を活用するなど、幅広い方が情報を取得できるよう情報発信の方法を工夫します。

推進すべき施策

《ホームページへの取組掲載》

各主体が必要な情報を収集できるよう環境に関する取組等の最新情報を掲載します。



《多様な媒体による情報発信》

幅広い世代に情報を発信するため SNS など多様な媒体を活用した情報発信を推進します。

(取組例) 市内企業の脱炭素取組の紹介

《動画等を活用した発信》

従来の文章を中心とした情報発信に加え、受け手に多くの情報量を提供できる動画や映像の活用を推進します。

(取組例) カーボンニュートラルに関する動画学習コンテンツ、生物多様性の講演動画



(3) 学習機会、場所の提供

環境については、家庭や地域などあらゆる場で学ぶ機会がありますが、山や川、公園、環境に関連した施設は、より効果的な学びの場となります。

市域にある資源を活用し、環境教育の場としての拠点化を図るなど学びの場の整備を図り、学びのテーマごとの位置付けや立地する場所をいかした学び・体験の場所として、誰もが気軽に利用できるよう環境教育に関連する施設やフィールドの利用を周知・促進します。

推進すべき施策

《環境学習講座の実施》

環境学習講座の実施を推進します。

(取組例) ジュニアエコリーダー^{*}の認証



《取組の発表、表彰式の開催》

環境に対する取組の発表や周知の機会や活躍する場の創出を推進します。

(取組例) ごみ収集車イメージアップ絵画コンクール、
ごみ減量リサイクル標語ポスターコンクール
環境への取組等に係る表彰式の開催



《利用しやすい場所づくり》

環境教育にいかせる場の保全、利用環境の向上や情報の積極的な提供を推進します。

(取組例) 公共施設における環境展示スペース等の整備

※子どもたちの環境意識の向上や環境に配慮した取組の推進を目的に公募した児童に対し複数回の環境学習講座や施設見学などの体験活動機会を提供し、受講者をジュニアエコリーダーとして認証する。

(4) 教材、プログラムの提供、活用

地域の特性である豊かな自然や生物の生息状況、温室効果ガスの排出及び削減状況、廃棄物の資源循環状況など、本市の実情を踏まえた教材や学習プログラムを提供、活用することで、市民の学びの動機付けを図り、環境教育をサポートします。

推進すべき施策

《環境教育プログラムの提供》

効果的な環境教育の実施のため他市町村の先進的な取組事例や環境教育プログラムについて情報提供します。

(取組例) エコスクールプログラム^{*}の推進

《副教材の提供》

学校等における環境教育に必要な副教材や資料の積極的な提供を推進します。



《職員による出前講座》

自治会や学校、企業等に対し、担当課職員による環境学習講座を実施します。

(取組例) カーボンニュートラルについて、生物多様性について、食品ロスについて、公害について

※環境教育プログラムを通じて持続可能な発展を目指す国際団体 FEE Japan が推進する学習プログラム。活動が一定の基準を満たしていることが認められると、国際的な認証であるグリーンフラッグを取得できる。

(5) 人材の育成、活用

多くの体験や学習の場・機会を提供し、世代を問わず、環境教育の担い手の育成を図るとともに、担い手の活躍する機会を創出します。

子どもから大人まで、環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人材の育成とともに育成された人材が学校教育現場や地域社会等で活動するためのサポートをしていきます。

推進すべき施策



《担い手の育成》

連続講座の開催、市民団体や大学等と連携した取組を推進し、環境教育の担い手の育成を目指します。

《環境人材活用体制の構築》

環境教育を担う団体や個人を登録し、学校や企業等の環境学習の内容に適した人材をマッチングする環境学習リーダーバンク制度など環境人材の活用体制を構築します。

《講師の派遣》

知識の習得や市民の環境意識の向上のため専門的な知識を有す専門家の派遣や講演会の開催を推進します。

(6) 協働取組の推進、民間団体への支援

環境教育の充実のためには協働で取り組むことが重要です。

各主体同士が連携し、それぞれの得意分野で力を最大限に発揮することで、効率的かつ効果的な環境教育が可能となるほか、単独では実現できなかった新たな価値を創造することも期待できます。

また、環境活動をする団体等へ積極的なサポートを行い、活動をしやすい環境を整え、各主体間の連携、協働による新たな学び・体験の場の創出を支援します。

推進すべき施策

《環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組》

各主体の連携によりそれぞれの持つ知識や経験の相乗効果を図るため、各主体との連携体制の構築や協働取組を推進します。

(取組例) 小中学校における地元企業による環境学習講座
大学と連携した環境イベントの実施



《環境活動に取り組む団体、学校、地域、企業への支援》

環境活動に取り組む各主体に対し多方面に協力・支援します。

(取組例) 厚木市まち美化パートナー事業※

《環境活動に取り組む団体、学校、地域、企業の紹介》

各主体の環境への取組を積極的に周知します。

(取組例) 広報あつぎや公民館だよりを活用した周知、
本市ホームページへの取組掲載

※身近な公共空間である道路、公園、河川その他の公共施設を市民の方々がボランティアで美化及び清掃等を実施。市は、活動がスムーズに行えるよう清掃用具等の提供のほか、活動中の事故に対応するため市民活動保険に加入する等の支援を行う。

2 成果指標

環境教育に係る取組を総合的に評価するため、本計画の3つの視点に対し、次のとおり指標を設定します。

(1) STEP1「気づく」に対する指標

指 標	現状 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和12年度) (2030年度)
イベント、体験型講座の実施回数	46回/年	60回/年

(2) STEP2「深める」に対する指標

指 標	現状 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和12年度) (2030年度)
環境学習講座の実施回数	87回/年	120回/年

(3) STEP3「ともにつくる」に対する指標

指 標	現状 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和12年度) (2030年度)
環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組の事業数	11件/年	25件/年

第V章 進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

- 1 厚木環境学習プランに係る取組結果報告書（毎年度）の作成・報告
個別施策を実施する担当課は、各個別施策の取組状況について、当該年度の取組内容、実績、次年度の取組予定を計画の主管課に報告します。
- 2 厚木市環境教育等推進協議会への報告
各課の取組結果を基に「厚木環境学習プラン年次報告書」を作成し、厚木市環境教育等推進協議会に報告します。
厚木市環境教育等推進協議会は、報告を受け、取組結果の評価を行います。
各担当課は、評価を受け、必要に応じて次年度の事業の見直しや評価の反映を行います。



厚木市環境学習プラン

令和6年〇月

発行 厚木市

編集 厚木市環境農政部環境政策課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

電話 (046) 225-2749

FAX (046) 223-1668

厚木市環境学習プラン（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

本市における環境教育を推進するため環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく厚木市環境学習プランを策定するものです。

つきましては、厚木市環境学習プランの策定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市環境学習プラン（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（令和5年12月28日から）

4 プランの配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎7階 環境政策課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 厚木シティプラザ6階 青少年課
- (9) ふれあいプラザ
- (10) あつぎ郷土博物館
- (11) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和6年1月4日（木）から令和6年2月5日（月）まで

※ 郵送の場合は、令和6年2月5日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 市役所第二庁舎7階 環境政策課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

(ア) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー

(イ) ふれあいプラザ

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(キ) 厚木シティプラザ6階 青少年課

(ク) あつぎ郷土博物館

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市 環境農政部 環境政策課 環境政策係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-223-1668

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 3100@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「厚木市環境学習プラン（案）に対するパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市環境学習プランの策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「4 骨子の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。